

新

第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査、第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定、第7条第4項、第7条の2第1項及び第18条第17項(これらの規定を第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査並びに第7条の3第4項、第7条の4第1項及び第18条第20項(これらの規定を第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査(以下この条及び第77条の62第2項第1号において「確認審査等」という。)の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2・3 (略)

(構造耐力)

第20条 (略)

2 前項に規定する基準の適用上1の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(大規模の建築物の主要構造部等)

第21条 (略)

2 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備(以下この号において「壁等」という。)のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000平方メートル以内としたものであること。

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれが

旧

第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査、第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定、第7条第4項、第7条の2第1項及び第18条第15項(これらの規定を第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査並びに第7条の3第4項、第7条の4第1項及び第18条第18項(これらの規定を第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査(以下この条及び第77条の62第2項第1号において「確認審査等」という。)の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2・3 (略)

(構造耐力)

第20条 (略)

2 前項に規定する基準の適用上1の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(大規模の建築物の主要構造部)

第21条 (略)

2 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備(以下この号において「壁等」という。)のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000平方メートル以内としたものであること。

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第27条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供するもの(3階の一部を別表第1(イ)欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舍を除く。)に供するもの及び第2号又は第3号に該当するものを除く。)のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(主要構造部の耐火性能その他の事項について、準防火地域の内

新

あるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

一 別表第1(イ)欄に掲げる階を同表(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの

二 別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(1)項の場合にあつては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(イ)欄の当該各項に該当するもの

三 別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの

四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

一 別表第1(イ)欄(5)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が同表(イ)欄(5)項に該当するもの

二 別表第1(イ)欄(6)項に掲げる階を同表(イ)欄(6)項に掲げる用途に供するもの

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第1(イ)欄(6)項に掲げる用途に供するものにあつては、第2条第9号の3ロに該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。

一 別表第1(イ)欄(5)項及び(6)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(イ)欄の当該各項に該当するもの

二 (略)

(特殊の構造方法又は建築材料)

第38条 この章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

(容積率)

第52条 (略)

2 (略)

3 第1項(ただし書を除く。)、前項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5(第2号イを除

旧

外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。)とすることができる。

一 別表第1(イ)欄に掲げる階を同表(イ)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの

二 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(1)項の場合にあつては客席、同表(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限る。)の床面積の合計が同表(イ)欄の当該各項に該当するもの

三 (略)

2 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第1(イ)欄(6)項に掲げる用途に供するものにあつては、第2条第9号の3ロに該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。

一 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(2)項及び(4)項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(イ)欄の当該各項に該当するもの

二 (略)

第38条 削除

(容積率)

第52条 (略)

2 (略)

3 第1項(ただし書を除く。)、前項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5(第2号イを除

新

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
	(略)	(略)	(イ)欄の用途に供する部分（(1)項の場合にあつては客席、(2)項及び(4)項の場合にあつては2階、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	(略)	(略)	200平方メートル（屋外観覧席にあつては、1,000平方メートル）以上	
(2)	(略)	(略)	300平方メートル以上	
(3)	(略)	(略)	2,000平方メートル以上	
(4)	(略)	(略)	500平方メートル以上	
(5)	(略)		(略)	(略)
(6)	(略)	(略)		150平方メートル以上

別表第2 用途地域等内の建築物の制限（第27条、第48条、第68条の3関係）

(イ)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	1～5 (略) 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7～10 (略)
(略)	(略)	(略)
(ロ)	工業専用地域内に建築してはならない建	1～3 (略) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

旧

別表第1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
	(略)	(略)	(イ)欄の用途に供する部分（(1)項の場合にあつては客席、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限る。）の床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分（(2)項及び(4)項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計
(1)	(略)	(略)	200平方メートル（屋外観覧席にあつては、1,000平方メートル）以上	
(2)	(略)	(略)		300平方メートル以上
(3)	(略)	(略)		2,000平方メートル以上
(4)	(略)	(略)	3,000平方メートル以上	500平方メートル以上
(5)	(略)		(略)	(略)
(6)	(略)	(略)		150平方メートル以上

別表第2 用途地域等内の建築物の制限（第27条、第48条、第68条の3関係）

(イ)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	1～5 (略) 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7～10 (略)
(略)	(略)	(略)
(ロ)	工業専用地域内に建築してはならない建	1～3 (略) 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに

旧

新

(略)	建築物	5～8 (略)	(略)	建築物	類するもの 5～8 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新

第2章 逐条解説

- ② ①以外の方向について、保有水平耐力計算により構造耐力上安全であることが確かめられたものであること
- (2) 法第20条第1項第3号に掲げる建築物について、当該建築物が令第3章第1節から第7節の2までの規定を満たし、次の①又は②に該当するものとする。
- ① 上記(1)の①及び②の基準に該当するもの
- ② 次のi及びiiに該当するもの
- i 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかについて、許容応力度計算により構造耐力上安全であることが確かめられたものであること
- ii i以外の方向について、保有水平耐力計算により構造耐力上安全であることが確かめられたものであること
- また、上記の告示の新設と併せて、いずれかの方向について許容応力度等計算を行い、別方向については許容応力度計算を行った場合については、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算に該当するものとして、現行の平成19年国土交通省告示第1274号を改正(第4号を新設)し、明確化する。
- すなわち、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準に、次に定める基準を追加する。
- 法第20条第1項第3号に掲げる建築物について、当該建築物が次の①及び②に該当するもの
- ① 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかについて、許容応力度計算により構造耐力上安全であることが確かめられたものであること
- ② ①以外の方向について、許容応力度等計算により構造耐力上安全であることが確かめられたものであること

なお、上記の平成27年国土交通省告示第189号の新設及び平成19年国土交通省告示第1274号の改正については、これまで技術的助言に従って、いずれかの方向により詳細な構造計算を適用していたものを明確化したものであり、新たな構造計算の基準を規定するものではない。

建築物	各方向の構造計算 ※張り間方向、桁行方向 が逆の場合でも可	同等の構造 計算基準	右欄告示の適用条件	告示の根拠条文
法第20条第1項 第3号に掲げる 建築物	【張り間方向】 ルート1 【桁行方向】 ルート2	ルート2	なし ※ただし、令第36条 第2項第3号の規定 により全ての仕様規 定に適合する必要	平成19年告示第 1274号第4号
	【張り間方向】 ルート1 【桁行方向】 ルート3	ルート3	全ての仕様規定への 適合	平成27年告示 189号第2号ロ
	【張り間方向】 ルート2 【桁行方向】 ルート3	ルート3	全ての仕様規定への 適合	平成27年告示 189号第2号イ
法第20条第1項 第2号(高さ31 m以下のものに 限る。)に掲げ る建築物	【張り間方向】 ルート1 【桁行方向】 ルート2	ルート2	ルート1の構造計算 を行う方向において、 平成19年告示第593 号に規定する基準に 適合すること等	平成19年告示第 1274号第1号～ 第3号
	【張り間方向】 ルート2 【桁行方向】 ルート3	ルート3	全ての仕様規定への 適合	平成27年告示第 189号第1号

4 木造建築関連基準の見直し

4.1 3階建ての学校等に関する規制の見直し

【法第27条】

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から四項までに掲げる用途に供するもの

二 別表第1(い)欄(一)項から四項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(一)項の場合にあつては客席、同表(二)項及び四項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの

三 別表第1(い)欄四項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの

四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

一 別表第1(い)欄(四)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が同表(は)欄(四)項に該当するもの

二 別表第1(ろ)欄(一)項に掲げる階を同表(い)欄(一)項に掲げる用途に供するもの

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第1(い)欄(一)項に掲げる用途に供するものにあつては、第2条第9号の3ロに該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。

一 別表第1(い)欄(四)項及び(一)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄の当該各項に該当するもの

二 (略)

【法別表第1】

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物(第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分(一)項の場合にあつては客席、(二)項及び(四)項の場合にあつては2階、(四)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計

(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200平方メートル（屋外観覧席にあつては、1000平方メートル）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	2000平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	500平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200平方メートル以上	1500平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		150平方メートル以上

【令第110条から令第110条の3まで】

(法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第110条 主要構造部の性能に関する法第27条第1項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）	特定避難時間
	外壁（耐力壁に限る。）		特定避難時間
柱			特定避難時間
床			特定避難時間
はり			特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30分間（特定避難時間が30分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。）	
階段			30分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加え

られた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、30分間）屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第107条各号又は第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準

(延焼するおそれがある外壁の開口部)

第110条の2 法第27条第1項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

(法第27条第1項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準)

第110条の3 防火設備の遮炎性能に関する法第27条第1項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火災を出さないものであることとする。

【建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）】

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第110条第1号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第27条第1項第2号に該当する建築物（同項各号（同項第2号にあつては、法別表第1(一)項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。） 準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（3階の一部を法別表第1(イ)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第27条第1項第2号（同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第4号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、

道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

- (1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
- (2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

(3) 令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。
 ハ 3階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

三 地階を除く階数が3で、3階を法別表第1(イ)欄(三)項に掲げる用途に供するもの(3階の一部を法別表第1(イ)欄に掲げる用途(同欄(三)項に掲げるものを除く。)に供するもの及び法第27条第1項第2号(同表(二)項から四項までに係る部分を除く。)から第4号までに該当するものを除く。)であつて、前号ロ(ただし書を除く。)に掲げる基準に適合するもの 1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 令第110条第2号に掲げる基準に適合する法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第108条の3第1項第1号若しくは第2号に該当する構造とすることとする。

第2 令第110条の3に規定する技術的基準に適合する法第27条第1項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすることとする。

第3 令第110条の2第2号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第1項第3号に掲げる建築物(1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(耐火構造を除く。)としたものに限る。)及び特定避難時間倒壊等防止建築物(法第27条第1項第1号に該当する特殊建築物で、令第110条第1号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限る。)の外壁の開口部(次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。)の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表1に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表2に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部(令第110条の2第1号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。)とする。

- 一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた室(通路に該当する室を除く。以下同じ。)に設けられたもの
- 二 天井(天井がない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室(床面積が40平方メートル以下であるものを除く。)に設けられたもの
- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井(天井がない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを令第129条

第1項第2号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
 四 第1号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの

- 五 法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けたもの
- 六 開口部の高さが0.3メートル以下のもの
- 七 開口面積が0.2平方メートル以内のもの

表1

水平移動距離(単位 メートル)	$\frac{2}{3}Y(1-0.5L) + \frac{1}{2}B$
最大水平移動距離(単位 メートル)	$3 + \frac{1}{2}B$

- 一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 Y 表2に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離(単位 メートル)
 B 他の外壁の開口部の幅(単位 メートル)
 L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離(単位 メートル)
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

表2

垂直移動距離(単位 メートル)	$\frac{B}{H} < 2$	$(H+1.1B)(1-0.5L) + H$
	$\frac{B}{H} \geq 2$	$3.2H(1-0.5L) + H$
最大垂直移動距離(単位 メートル)		$6.2 + H$

- 一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 B 他の外壁の開口部の幅(単位 メートル)
 H 他の外壁の開口部の高さ(単位 メートル)
 L 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離(単位 メートル)
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さに含めるものとする。

【改正の趣旨】

従来、3階建て以上の多数の者が利用する建築物(学校、劇場、病院、ホテル、百貨店等の特殊建築物)については、在館者が避難するまでに時間を要することから、火災時において在館者が安全に避難することができるよう、耐火建築物としなければならないこととされていた。

平成23年度から3カ年にわたり実施した実大火災実験や部材単位での火災実験等の木造建築物の耐火性等に関する検証により、主要構造部を準耐火構造とした建築物等について、天井の不燃化やバルコニー・ひさしの設置などの措置を講じることで、区画を超えた早期の延焼を防止できることなど、当該建築物の在館者が安全に避難できるための一定の技術的知見が得られた。

今般、これらの知見を踏まえ、法第27条の性能規定化を行い、在館者の安全な避難・救助が完了するまで建築物の倒壊及び延焼を防止できる場合には、3階建て以上であっても木造の準耐火構造による建築を可能とするとともに、3階建ての学校等については、実験等で確かめられた具体的な